

国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る個体識別措置の細目を定める件
平成 30 年環境省告示第 35 号

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）において使用する用語の例による。

(個体識別措置)

第二条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十一条第三項に規定する環境大臣が定める措置は、次の各号に掲げる国際希少野生動植物種の種ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 規則第十一条第三項第一号、第三号又は第四号に掲げる種 国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行うこと。
- 二 規則第十一条第三項第二号に掲げる種 国際希少野生動植物種の種類ごとに別表埋込み部位欄に定める部位にマイクロチップの埋込みを行い、又は脚部に文字若しくは数字又はこれらの組合せからなる三桁以上の番号を刻印した脚環（金属製であつて、容易に取り外すことができないものに限る。）を装着すること。

別表（第二条関係）

種 名	埋込み部位
一 哺乳綱	
偶蹄目全種、食肉目全種、翼手目全種、有袋目全種、カンガルー目全種、うさぎ目全種、バンディクート目全種、奇蹄目全種、霊長目全種又は齧歯目全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下
貧歯目全種又は有鱗目全種	左右の肩甲骨の間又は両後肢の間の尾の付け根上方の皮下
長鼻目全種	尾の基部の皺壁の左側
二 鳥綱全種	頸の付け根の皮下又は左胸筋内
三 爬虫綱	
わに目全種	左前方後頭部皮下
むかしとかげ目全種、とかげ亜目（どくとかげ科、たてがみとかげ科、おおとかげ科及びわにとかげ科に限る。）全種	左鼠径部
へび亜目全種	総排せつ孔より前の左体側皮下
かめ目全種	左後肢皮下
四 両生綱	
有尾目（おおさんしょううお科に限る。）全種	左肩から頸部にかけての皮下